

青森・岩手県境不法投棄事案について

I 青森・岩手県境不法投棄事案の概要

1 現場の位置等

青森県田子町及び岩手県二戸市に跨る27ヘクタール。うち本県側の面積は約11ha、廃棄物量は推定約67万 m^3 。

2 現場の状況

- ① 廃棄物は、ゴミ固形化燃料（RDF）様物、堆肥様物、汚泥及び焼却灰が主体
- ② 現場全体が揮発性有機化合物により汚染
- ③ 全体的に医療系廃棄物が薄く広く混在（混在率は1%未満）しているが感染性はない
- ④ 現場周辺環境の水質調査の結果、環境基準を概ね満足
- ⑤ 現場地盤は難透水性であるため、底面遮水層として利用可能

※〇〇様物とは、〇〇の様に似せてつくられた廃棄物のことである。

II 不法投棄された産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
堆肥様物	約18.3万 m^3
焼却灰主体	約26.3万 m^3
ゴミ固形化燃料様物	約5.5万 m^3
汚泥主体	約7.4万 m^3
一時仮置場(堆肥様物)	約3.3万 m^3
中間処理場(堆肥様物)	約6.3万 m^3
合 計	約67.1万 m^3

※上記には、揮発性有機化合物(VOC)やダイオキシンによる汚染により特措法に規定する有害産業廃棄物に該当するものが約32.6万 m^3 、そのほか、感染性のない医療系廃棄物の混在のみにより有害産業廃棄物に該当するものが約28.5万 m^3 含まれている。

III 廃棄物の一次撤去計画について

平成18年度までに一次撤去として、ゴムシート上にあり周辺環境に影響のない一時仮置き場の堆肥様物約33,000 m^3 と中間処理施設の堆肥様物約63,000 m^3 の計96,000 m^3 を撤去する。

その後、浸出水処理施設及び遮水壁の完成する平成19年度から本格的な撤去を実施し、平成24年度に撤去を完了する。

IV 平成16年度の撤去実績について

平成16年11月初旬に撤去の試行を行い、その結果を踏まえて策定した撤去マニュアルに基づき、平成16年12月から安全性を第一義としながら撤去を行った。

○平成16年度の撤去実績

受入先	青森市大字戸門字山部28番地8 青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング(株)
撤去量	11,387.88トン

V 今年度処理する廃棄物の受入先について

(1) 焼却・溶融

① 中間処理・収集運搬業者

県境再生共同企業体

中間処理	青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング(株)
収集運搬	(株)青南エクスプレスほか 計7社

※共同企業体の名簿は別紙のとおり

② 受入量：約150トン/日

(2) 焼却・焼成

① 中間処理・収集運搬業者

八戸セメント県境再生共同企業体

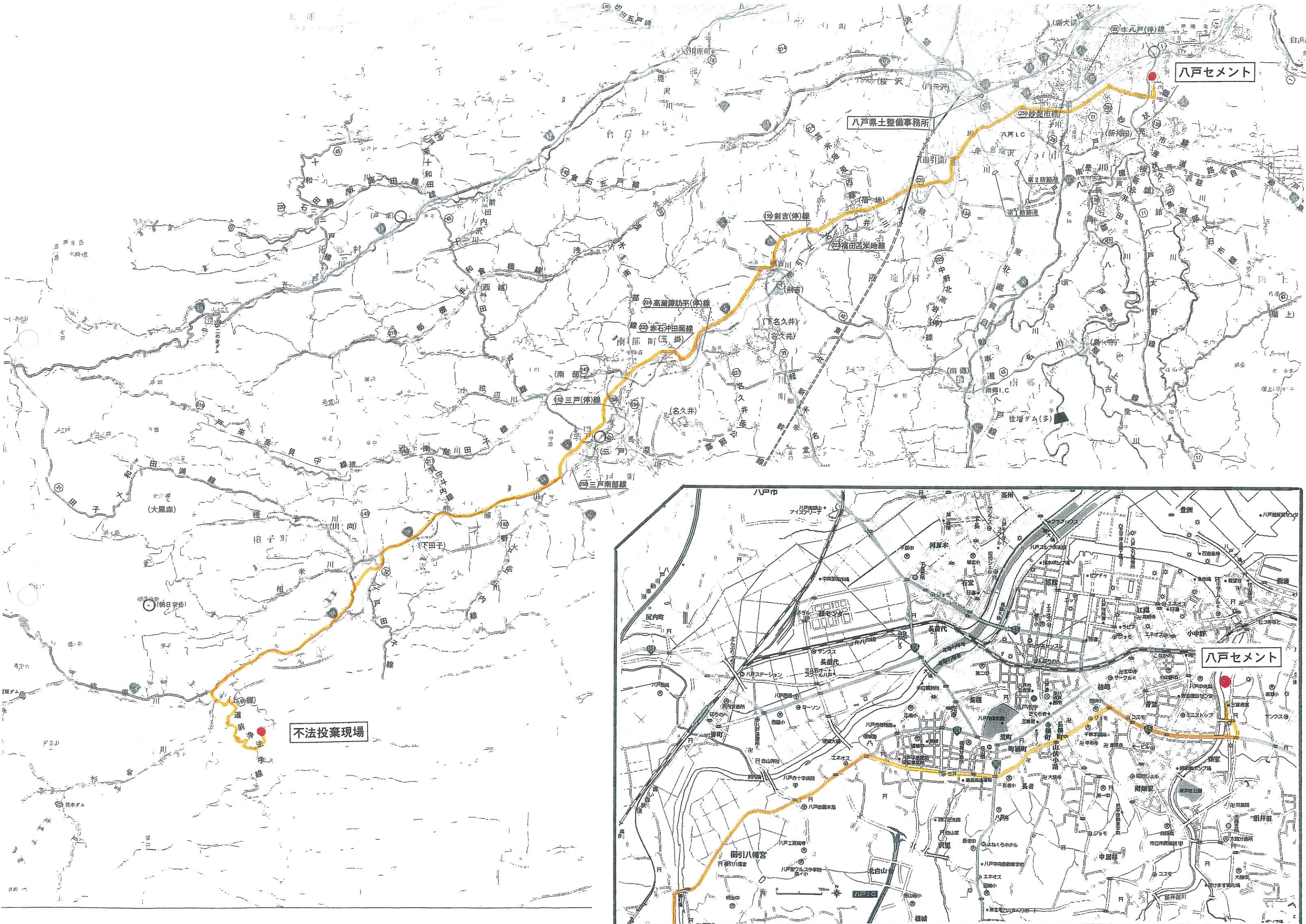
中間処理	八戸セメント(株)
収集運搬	(株)リントラほか 計6社

※共同企業体の名簿は別紙のとおり

② 受入量：約70トン/日

VI 廃棄物の搬出における飛散等の防止について

廃棄物の運搬に当たっては天蓋付全密閉型車両を用いるなど、安全確実に運搬するほか、現場内に洗車場を設置し車両についての泥や粉塵が場外に出ないようにする。



八戸セメント

八戸県土整備事務所

不法投棄現場

八戸セメント

